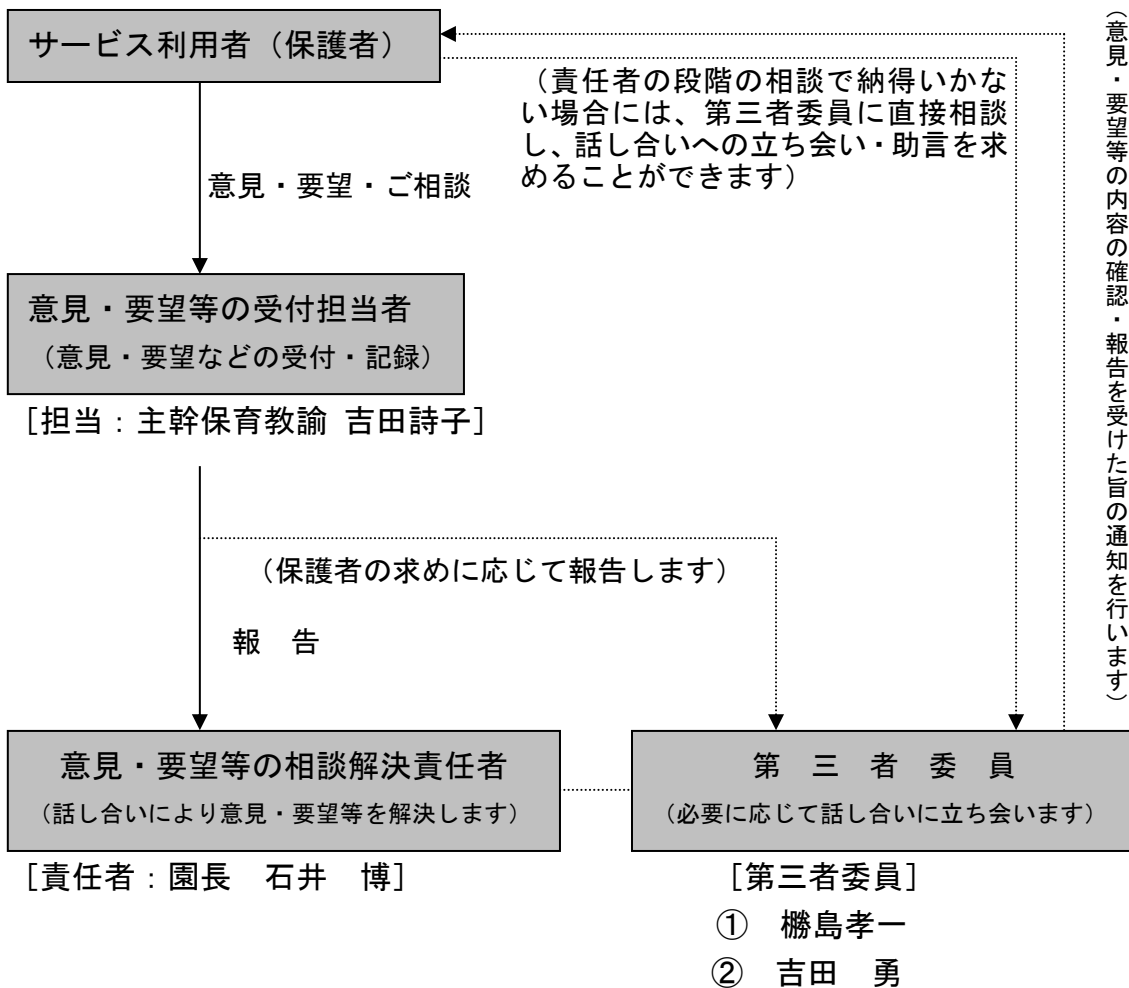


ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法第 82 条に則り、当園では利用者の方からのご意見・ご要望に適切に対応する体制を整えております。

園に対しお気づきのこと、改善して欲しいこと、ご意見ご要望は職員の誰とでもお話を承っていますが、責任の所在を明らかにするため、受付担当及び解決責任者を以下の通り定めております。

受付担当者や責任者との話し合いだけでは納得いかない場合には、第三者の立場にある「第三者委員」が話し合いに立ち会い、必要な助言をいたします。



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。